

令和 7 年 度

定期監査結果報告書

鈴鹿市監査委員

令和 7 年 12 月

目 次

1	監査の基準 -----	1
2	監査の種類 -----	1
3	監査の対象 -----	1
4	監査の着眼点(評価項目) -----	1
5	監査の実施内容 -----	2
6	監査の結果 -----	2
	共通事項 -----	3
	個別事項 -----	6
	危機管理部 -----	6
	防災危機管理課、交通防犯課	
	政策経営部 -----	6
	総合政策課、財政課、情報政策課、秘書課	
	地域振興部 -----	7
	地域協働課、人権政策課、男女共同参画課、市民対話課、 戸籍住民課	
	文化スポーツ部 -----	8
	文化振興課、文化財課、スポーツ課、図書館	
	健康福祉部 -----	9
	健康福祉政策課、保護課、長寿社会課、障がい福祉課、 保険年金課、福祉医療課、地域医療推進課	
	土木部 -----	11
	土木総務課、土木用地課、道路整備課、道路保全課、 河川雨水対策課	
	会計管理者 -----	12
	会計課	
	議会事務局 -----	12
	議事課	

## 1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

## 2 監査の種類

財務監査

鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査として実施

## 3 監査の対象

危機管理部、政策経営部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、土木部、会計課、議会事務局

## 4 監査の着眼点(評価項目)

### (1) 補助金等交付事務

- ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされているいか。
- イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。
- ウ 補助の効果は確認されているか。
- エ 補助金等の交付条件は適切に示され、条件どおり履行されているか。
- オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
- カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず、漫然と継続しているものはないか。終期の設定(时限性)がなされる必要はないか。
- キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので、縮小廃止が適当と認められるものはないか。
- ク 事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。

### (2) 委託契約

- ア 仕様書は適正に作成されているか。
- イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適切に行われているか。
- ウ 見積書及び契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適切か。
- エ 隨意契約による場合、その理由は適切か。
- オ 契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適切に行われているか。
- カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。

### (3) 財産管理

- ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。
- イ 遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか。
- ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由、期間、貸付料及び条件は適切か。
- エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。

(4) 現金預金の取扱い

- ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。
- イ 収納金は適切に保管されているか。私金と混同してないか。
- ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- エ 釣銭資金の設定、取扱い及び保管は適切に行われているか。
- オ 歳計外現金の取扱いは適切か。

**5 監査の実施内容**

令和6年度に執行した事務事業を対象に、各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聴き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評等の方法により、令和7年6月16日から令和7年12月9日に実施した。

**6 監査の結果**

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が認められたので、各監査対象別の指摘事項(修正・改善を要する事項)及び所見(検討・努力を要する事項)は、個別事項として掲げた。

また、事務的な処理において共通して注意を促した方がよいと考える事項については、共通事項として掲げた。

## 共通事項

事務の執行については、安易に前例踏襲することなく、その都度、業務に關係する法令等と照らし合わせ、常に根拠や事務手順を確認し、組織的なチェック機能を確立することによって、適切な事務処理を遂行されたい。

また、事務的な処理における注意事項については、担当者だけでなく部署全体への周知徹底や後任担当への確実な引継ぎにより、業務の適切な処理に努められたい。

### 1 契約事務について

契約事務については、地方自治法、同法施行令、鈴鹿市契約規則及び鈴鹿市物品調達等に係る手続マニュアルに基づいて、公正性、透明性を確保するとともに、適切な事務の執行に努められたい。

#### (1) 隨意契約について

随意契約については、決裁に理由が記載されていないものや、理由が記載されてはいるものの根拠として不十分なもの、適用する条文に疑問が生じるものが見受けられた。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識するとともに、その妥当性について、「鈴鹿市における随意契約の取り扱い(ガイドライン)」に沿って十分に検討した上で判断し、随意契約の理由及び業者選定理由についての説明責任がしっかりと果たされるよう努められたい。

#### (2) 仕様書の作成について

仕様書の記載内容の不備により、見積合わせ後に契約が履行不可となったものが見受けられた。仕様書の作成に当たっては、複数の解釈が可能となる文言は避け、公平・公正な事務が執行されるよう努められたい。

#### (3) 契約の締結について

前例又は他契約の内容を踏襲して契約を行い、契約内容や契約方法の見直しがされていないものが散見されたため、契約締結に当たっては、契約条件や法令等を十分に精査し、また、相手方作成の契約書を使用する場合に修正が困難である状況にあっては、覚書を締結するなどの手段を講ずることも検討されたい。

その他、契約書に必要書類が綴じられていないもの、契約日に不適切な日付が設定されているもの、明文化されるべき記載事項が欠如しているもの、契約の内容によって後日提出が義務付けられているが未提出となっているものが見受けられた。契約書又はその関係書類の不備は契約の有効性への影響が懸念され、法的トラブルに繋がる恐れがあるため、十分留意の上、適切な契約事務に努められたい。

#### (4) 履行の確認について

契約書及び仕様書に沿った履行がなされているか、要件を十分に理解し、適正な履

行確認を実施されたい。

また、提出された工事写真帳や業務完了報告書等は起案又は供覧を行い適切な文書管理に努められたい。

#### (5) 検査における所見について

技術監理契約課による検査の結果、問題となつた事項及び工事完成後に問題となることが予想される事項等に関する所見が多く見受けられた。所見として挙げられた事項については、課内で情報共有を行い、業務の継続的な改善に努められたい。

#### (6) 監督職員等について

契約書及び仕様書で規定されているにも関わらず、市の監督職員等が定められていない事例が見受けられた。契約書及び仕様書の内容を十分に確認し、適切な事務に努められたい。

#### (7) 契約保証金について

契約保証金は、適正な契約の履行を確保するためのものである。免除を前提とした事務処理を安易に行うことなく、免除の決定に当たっては、鈴鹿市契約規則第27条第1項各号への該当性を正確に判断し、根拠を具体的に示されたい。

また、契約保証金の記載が必要とされる契約において、契約保証金の条項がない契約書が見受けられたため、適切な事務に努められたい。

#### (8) 個人情報の取扱いについて

委託契約において、個人情報を取扱う業務でありながら、個人情報保護責任者等の報告を受けていないもの、個人情報保護責任者等の報告に関する文書について供覧がなされていないなどの不備が見受けられた。個人情報の取扱いには細心の注意が必要であり、適切な事務に努められたい。

#### (9) 消耗品の購入について

消耗品の購入先が固定化している事例が見受けられた。業者の選定に当たっては、効率性のみならず、経済性、公平性といった視点にも留意の上実施されたい。

### 2 補助金等について

各種団体等への補助金等交付については、鈴鹿市補助金等交付基準に基づき、補助等の必要性、効果及び交付額等を精査し、適宜見直しを図られたい。

また、補助金等の申請及び実績報告において、内容の確認不足、記載誤りや押印漏れ等、提出書類に不備があるもの、関係する要領において、改訂が必要であるにもかかわらず長年改訂が行われていないもの、所定の様式が定められていないものが見受けられたため、適切な事務処理に努められたい。

### 3 歳入及び歳出について

- (1) 調定票の押印漏れ、編綴誤りの不備が見受けられたので、適切な事務に努められたい。
- (2) 誤った科目により支出されている事例が見受けられた。複数人での確認を十分に行うなど、適切な事務に努められたい。

### 4 パートタイム会計年度任用職員関係について

- (1) 出勤簿の勤務時間数、合計金額及び休暇簿の取得日等に記載誤りや記載漏れが多数見受けられた。出勤簿、休暇簿における記載の不備は、支給遅れ、返金対応に繋がることもあるため、複数人での確認を十分に行い、適切に管理されたい。
- (2) 任用通知書に記載されている勤務日数、勤務時間数に不足する就労が見受けられた。勤務状況の実態が任用、勤務条件に即したものとなるよう適切に管理されたい。

### 5 備品管理について

備品について、備品番号シールが貼付されていないもの、廃棄手続きがなされていないもの及び備品台帳と整合がとれていないものが見受けられた。備品の取得、返納時等においては適切な事務を行うとともに、定期的に備品台帳との突合を行い、適切に管理されたい。

### 6 郵便切手類受払簿及び物品受払簿について

実残数と受払簿残数の相違、その他記載不備が見受けられたので、一定時期に複数人で確認を行うなど適切な事務に努められたい。

### 7 口座管理について

不要となった銀行口座が未解約のまま存在し、不正利用のリスクを有しているものが見受けられた。事務の効率化等の観点からも、不要な口座は速やかに解約することを検討されたい。

### 8 文書事務全般について

事務事業の執行において、文書事務は、説明責任を果たすための極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、現状においては、決裁本文に意思決定の判断材料となる内容の記載がないもの、処理過程の記録として不備があるものが多い。職員各自が、鈴鹿市文書管理規程、鈴鹿市公用文に関する規程及び鈴鹿市事務決裁規程に基づいて、適切な事務を遂行することはもちろん、決裁時におけるチェック機能の向上に努められたい。

## 個別事項

### 危機管理部

#### 【防災危機管理課】

##### 1 指摘事項

(1) 防災情報伝達システム用地に係る土地使用賃借について、貸付人の変更に伴う変更契約時の確認方法や決裁の記載に不備が見受けられたので改められたい。

##### 2 所 見

(1) 鈴鹿市防災情報伝達システム（デジタル 260MHz 帯）保守点検業務委託について、契約書の条項が委託内容に合致していない箇所が見受けられた。業務内容や履行条件を精査し、業務に応じた契約書の見直しを検討されたい。

### 【交通防犯課】

##### 1 指摘事項

(1) パートタイム会計年度任用職員の休暇取得において、休暇取得事由の確認不足による誤りが見受けられた。複数人での確認を十分に行うなど処理方法について改善されたい。

##### 2 所 見

(1) 負担金の交付手続きや委託料・工事の契約手続き、履行確認等において不備が散見された。例規等に基づく事務処理や複数名による組織的なチェック機能の確立等、所属全体として見直しに努められたい。

### 政策経営部

#### 【総合政策課】

##### 1 指摘事項 なし

##### 2 所 見 なし

#### 【財政課】

##### 1 指摘事項 なし

##### 2 所 見 なし

#### 【情報政策課】

##### 1 指摘事項 なし

##### 2 所 見 なし

#### 【秘書課】

##### 1 指摘事項 なし

## 2 所 見 なし

### 地域振興部

#### 【地域協働課】

##### 1 指摘事項

(1) 白子地区市民センター用地の賃貸借に係る契約について、据え置き期間中においても毎年度変更契約を締結しているが、改めて契約する必要性がないことから改められたい。

また、変更契約書に賃借料の算定方法変更についての記載がないため、算定方法について明記されたい。

(2) 複数の公民館において、空調機の室内機と室外機の修繕について分割して同一業者と随意契約を締結している。発注方法を見直すなど、公平性、透明性及び経済性を確保した適切な契約事務を行うよう改められたい。

(3) 公民館の管理上必要な物品の購入等に要する経費について、交付金として各公民館やふれあいセンターに交付しているが、手法として妥当でないため、配当替とするなど執行方法について改められたい。

(4) パートタイム会計年度任用職員の年休取得において、休暇簿の記載漏れによる過払いが見受けられた。複数人での確認を十分に行うなど処理方法について改善されたい。

## 2 所 見 なし

#### 【人権政策課】

##### 1 指摘事項

(1) 所管施設の運営会議の視察研修において、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程に基づき謝礼を支給しているが、会議の議事録等が作成されていないため改められたい。

## 2 所 見

(1) 住宅新築資金等貸付金及び福祉資金貸付金について多額の未収金があるが、引き続き催告等により徴収努力を行うとともに、貸付から長期間が経過している債権については公平性の観点にも留意しながら債権管理のあり方についても検討されたい。

#### 【男女共同参画課】

##### 1 指摘事項

(1) 男女共同参画センターが入居している再開発ビルについて、共有部分の維持管理費として当該ビルの管理組合に共益費を負担金として支出しているが、負担金額の算出根拠についての把握が不十分であった。今後は文書管理の方法も含め改

善されたい。

## 2 所 見

(1) 男女共同参画センターが入居している再開発ビルについて、施設等の全体修繕を目的として当該ビルの管理組合において修繕積立金を積み立てているが、規約上の目的と実態が合致していないものが見受けられる。関係者と協議の上、見直しを検討されたい。

## 【市民対話課】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

## 【戸籍住民課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

(1) 鈴鹿市窓口案内システム機器設置及び保守業務委託について、取得したシステム機器の所有権は本市に属するが、委託料として支出しているため、備品登録がなされていない。備品管理の運用基準の見直しについて、関係課と協議の上、検討されたい。

## 文化スポーツ部

## 【文化振興課】

1 指摘事項

(1) 鈴鹿市補助金等交付要綱第3条別表への掲載がなされずに、千円未満の端数まで交付している事例が見受けられた。補助対象団体の実情も踏まえつつ、適切な事務処理を行うよう改められたい。

(2) 鈴鹿市芸術文化協会補助について、交付決定時と実績報告時において補助対象経費の内訳に変更が見られた。補助対象経費の確認に当たっては、詳細な明細書の提示を求めるとともに、実績報告書による確認に加えて領収書との突合による精査を行うなど、改善されたい。

(3) 鈴鹿市青少年育成市民会議活動補助金について、臨時職員の賃金や光熱水費、事務所建物使用料を補助対象としているが、鈴鹿市社会教育関係団体等補助金交付要領の規定に基づく補助対象経費とするための意思決定手続きが行われていない。また、補助金の実績報告時の確認についても、事業ごとの収支計算書では実施されているが、交付対象団体全体の決算を踏まえての確認がなされていない。適切な事務手続きを行うよう改められたい。

2 所 見

(1) 鈴鹿ジュニアリーダー会のジュニアリーダー新規研修会に市職員が随行してい

るが、補助金の交付先への関与のあり方について検討されたい。

#### 【文化財課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

#### 【スポーツ課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

#### 【図書館】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

### 健康福祉部

#### 【健康福祉政策課】

##### 1 指摘事項

(1) 国の臨時特別給付金給付事業において、業務内容に対して精通していることや迅速性を重視し、随意契約（入札不適）にて業者選定を行っている。ほかの事業者や再委託先でも対応できると考えられるため、今後、同様の業務を実施する場合は、契約方法について見直されたい。

また、変更契約により年度を越えて履行期間を延長しているが、当初から年度内での完了が見込めない業務であるため、当初契約前に補正予算により繰越明許費又は債務負担行為を定めた上で実施すべきものである。今後、同様の業務を実施する場合は改められたい。

(2) 国の臨時特別給付金給付事業に係るパネルパーテーションのレンタルの契約時において、業務内容に応じた仕様書の作成がなされていないものが見受けられた。業務内容や履行の要件を十分に精査し作成するよう改められたい。

また、変更契約により年度を越えて履行期間を延長しているが、当初から年度内での完了が見込めない業務であるため、当初契約前に補正予算により繰越明許費又は債務負担行為を定めた上で実施すべきものである。今後、同様の業務を実施する場合は改められたい。

##### 2 所 見

(1) 鈴鹿市社会福祉センターの駐車場について、本市が土地所有者と賃貸借契約を締結し賃借料を支出しているが、負担の方法について検討されたい。

また、契約額について鈴鹿市市有財産規則を準用して算定した額の範囲内で決定しているが、ほかの算定方法とも比較検討されたい。

(2) 複数の業務委託に係る見積依頼において、参考見積りから予定価格を作成する際に、不適切な端数処理を行っているものが見受けられた。今後の事務執行に当たって留意されたい。

#### 【保護課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

#### 【長寿社会課】

- 1 指摘事項

(1) 地域介護予防活動支援事業（ふれあいいきいきサロン）補助金について、年度末に同日付けで2回の変更決定が実施されていた。補助対象事業の実施状況について交付先に適宜確認を行うとともに、適切な時期に変更手続きを行うよう改められたい。

(2) 老人クラブ連合会補助金について、交付決定時の申請書類において補助対象経費が明確になっていないため、決定に当たっては、対象経費を明確にした上で確認を十分に行うよう改められたい。

また、交付額の一部について三重県からの補助金を財源としているが、県との協議の結果、減額となった補助金額を市費で補てんしている。補てんに当たっては、決裁による意思決定手続きを行うなど、適切に予算措置を講ずるよう改められたい。

- 2 所 見 なし

#### 【障がい福祉課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

#### 【保険年金課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

#### 【福祉医療課】

- 1 指摘事項

(1) 福祉医療費助成金の入院時食事療養費において、算定基準改定の反映漏れによる過払いが見受けられた。人為的なミスによるものであるため、チェック機能を向上するなど確実に事務処理を行うよう改善されたい。

- 2 所 見 なし

### 【地域医療推進課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

### 土木部

#### 【土木総務課】

- 1 指摘事項
  - (1) 行政財産目的外使用許可について、鈴鹿市市有財産規則の規定に基づき使用料を算定しているものが見受けられた。財産の種別に応じた適切な根拠により算定するよう改められたい。  
また、使用料の徴収時期についても鈴鹿市市有財産条例の規定により、使用開始前とするよう見直されたい。
  - (2) 行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付けを行っている本市所有地について、歳入歳出決算書の財産に関する調書に掲載されていないものが見受けられたので、適切な処理を行うよう改善されたい。
- 2 所 見
  - (1) 預金通帳や印鑑を保管する場所の鍵について、同一の者が管理している状況が見受けられた。リスク軽減の観点から別々の者で管理するなど、適切な運用に努められたい。

#### 【土木用地課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

#### 【道路整備課】

- 1 指摘事項
  - (1) 一部の道路改良工事において、年度を越えて工期を延長するに当たり、予算の繰越明許費の承認前に変更契約を締結しているものが見受けられた。適切な時期に手続きを行うよう改められたい。
  - (2) 道路改良工事において、受注者へ個人情報を貸し出しているものがあるが、チェックリスト等により個人情報の管理を徹底されたい。  
また、検査員からの工事施行上の所見によると、変更契約時に舗装面積の過大積算と交通誘導警備員の実数費用とを契約規則で定める減価採用とみなし、相殺処理しているが、原則はそれぞれ変更設計で対応すべきであるため改善されたい。
- 2 所 見
  - (1) 道路改良工事において、計画敷地内の樹木伐採や石の撤去費に係る増額変更を行っているものが見受けられた。工事箇所の事前調査を十分に行うなど、当初設

計時における積算方法について検討されたい。

**【道路保全課】**

1 指摘事項 なし

2 所 見

(1) 三重県に委託している複数年度に渡る工事について、本市として書類確認の検査は実施しているが、市職員による現場の検査が行われていない。委託している事業全体の完成時には立会検査を行う予定であるとのことであるが、年度ごとの施工状況の確認方法について検討されたい。

**【河川雨水対策課】**

1 指摘事項

(1) 雨水幹線整備工事に関連する道路整備課予算の道路改良工事において、年度を越えて工期を延長するに当たり、予算の繰越明許費の承認前に変更契約を締結しているものが見受けられた。実務担当課としても適切な時期に手続きがなされているか確認を徹底されたい。

2 所 見 なし

**会計管理者**

**【会計課】**

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

**議会事務局**

**【議事課】**

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし